

市町村の

元気印

〜700人の村がひとつのホテルに〜

築150年の村の名家を改修した 古民家ホテル

NIPPONIA小菅 源流の村

番頭 谷口 峻哉

多摩川の源流に位置する人口約700人の村、小菅村。

「松姫トンネル」の開通や「道の駅こすげ」の開業により観光客の数も増え、賑わいを取り戻してきた小菅村ですが、いくつかの課題が浮上してきました。

それが「人口減少と、宿泊施設のキャパシティー不足」です。

かつては人口2,000人以上いたこの村も、高齢化の波には逆らえずピーク時の3分の1ほどまで人口が減少。それに伴い空き家も増え、村役場の空き家実態調査によると100軒以上の空き家があることが判明しました。その中には旅館や民宿も含まれ、当時10軒以上あった宿泊施設も、今では数軒にまで減ってしまいました。

「宿泊してもらえば、村への経済効果は格段に増すはず。これだけ空き家があるなら、空き家を活用した宿をつくれれば村の景観も守れるし、雇用にもつながるのではないか。」

そんな思いから2019年8月にオープンした宿が「NIPPONIA小菅 源流の村」です。

客単価は約30,000

円と決して安くはないのですが、築150年の歴史を感じる古民家や、村人との交流、地産地消のフルコースディナーなど、その土地ならではの体験が人気を呼び、コロナ禍においても客足は絶えません。では、具体的にどのようなコンセプトで宿を運営し、どんな体験ができるのかをご説明します。

遡ること2019年2月、開業半年前に私は小菅村に移住し、村人への挨拶

周りや、村にはどのような魅力があるのかを聞いて回ったのですが、皆さん口を揃えて「何もないよ」とおっしゃるのです。しかし、東京で働いていた私からするとこれだけ豊かな自然があつて、水が綺麗で、人が温かい。なんて素敵な村なのだろうと感じました。

誰もが知る観光名所はないかもしれないけど、小菅村にはたくさん魅力が詰まっている。そこで私たちはこのようなコンセプトを考えました。「村全体をひとつのホテルに見立てよう。村の空き家はホテルの客室、村の温泉施設はホテルのSPA、村の物産館はホテルのショップ、村の畦道はホテルの廊下、そして村民はホテルのキャスト。村全体がホテルだとお客様が思えば、村を周遊して過ごしてくれて、結果として経済も循環するのではないか。」

お客様がホテルに到着して最初に驚かれるのが、築150年以上の歴史ある古民家の風格。新築物件にはない重厚感のある趣と、どこか懐かしい気持ちになる居心地の良さ。そこに和洋問わずさま



さまざまなインテリアを融合し、新たな調和を生み出してきました。

その後は村民のガイドのもと、村内の畦道を歩く「小菅さんぽ」のご案内。小菅村らしい急峻な坂道や、斜面にできた畑、集落の神社や畦道などを歩く30分程度のツアーですが、これが大人気。都内からお越しになるお客様がほとんどなのですが、普段はおじいちゃんやおばあちゃんと接する機会も少ないのでしょうか、村民の気さくで自然な態度に心を癒される方が多いようです。

この「小菅さんぽ」のゴールは村内の温泉施設なので、お客様はその流れで温泉を利用します。その帰りに物産館に寄って買い物をする方も多く、地域にお金を落としてもらう仕組みにもなっています。

宿に戻ったら焚き火をして、いよいよ夕食のスタート。

夕食は小菅村の食材や山梨県産の食材をふんだんに使用した、和食のコース料理をご用意しております。ここにもある仕掛けがあるのですが、お散歩の際に見学する養魚場の川魚や、実際に歩

いた畑の野菜がコース料理に使用されるので、お客様は生産地や生産者と会ってからその食材を頂きます。これも田舎ならではの体験だと考えています。

朝食は村のお母さんと考案した、少しほっこりするような朝ごはんを食べてもらい、旅の余韻に浸りながらチェックアウト。

他にもわさび田や滝、魚釣りやジビエツアーなど、季節に応じた体験もご用意しており、リピーターのお客様も徐々に増えてきました。

2020年8月には新棟「崖の家」もオープンし、今後も空き家を活用した取り組みを村内で広げていく予定です。日本の田舎には、代々受け継がれてきた建築や文化、歴史があり、それらは新たにつくることができないものだと思います。壊してしまふのではなく私たちのような世代が引き継いで、そこに新たな価値を加えていくことで、持続可能な地域づくりができると信じています。





ふるさと融資は、どのような制度ですか？

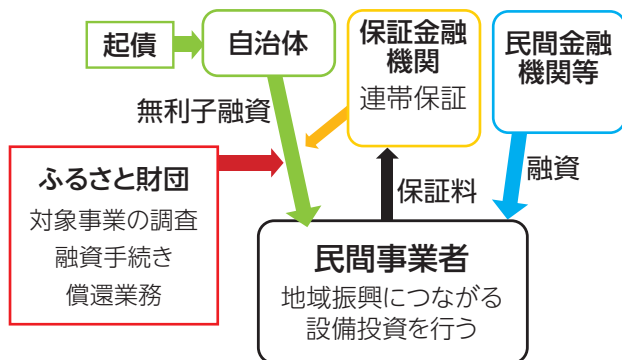


民間事業者が行う地域振興につながる分野の事業での設備投資に対して、県や市町村が長期の無利子資金を融資する制度で、ふるさと財団が事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行っています。ふるさと融資の原資は地方債の起債での調達となりますが、その利子の75%は地方交付税にて措置されます。

ふるさと融資の概要

- 対象事業者：法人格を有する民間事業者
- 貸付団体：地方公共団体（県または市町村）※地方公共団体は貸付要綱の制定が必要
- 対象事業：地域振興につながり、新たな雇用が見込まれる事業
- 対象費用：設備の取得等に係る費用
- 融資期間：5年以上20年以内（うち据置期間5年以内）
- 貸付利率：無利子（但し、民間金融機関等の連帯保証（保証料）が必要）

ふるさと融資のイメージ図



貸付対象費用

貸付対象費用から補助金を控除した額			補助金
ア	イ	自己資金	

ア：ふるさと融資 貸付対象費用から補助金を控除した額の35%以内（過疎地域等は45%以内）

イ：民間金融機関等からの借入（必ず民間金融機関等からの借入が必要）

ふるさと融資事業の流れ（地方公共団体が行うこと）

【民間事業者から地方公共団体へ相談】

- 事業内容を聞き取り、ふるさと財団に事前相談

【融資申込み（事業者→地方公共団体）】

- ふるさと財団に対して、申請に基づく事業の総合的な調査・検討を依頼

【ふるさと財団から結果の通知】

- ふるさと財団からの結果の通知を踏まえ、地方公共団体で貸付を決定
- 事業者への貸付決定通知の前に、予算措置と起債の同意・届出の手続きが必要

【融資の実施】

- ふるさと財団と事務委託契約を締結
- 地方債の起債による原資の調達
- ふるさと財団を介して民間事業者へ貸付

【融資後】

- ふるさと財団を介して民間事業者から償還を受けて、地方債を償還



公営企業会計の適用とその必要性について教えてください。



地方公営企業とは、上下水道、病院、交通、電気など、地方公共団体が設置し、経営する企業を言い、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を原則としています。このため、その経営は料金収入によって維持される独立採算制が基本であることから、一般会計と区別し、特別会計を設置しています。

地方公営企業は多岐に渡りますが、中でも水道事業（簡易水道事業を除く。）や鉄道事業など、民間企業的な経営が求められる事業は地方公営企業法を適用することが定められており（地方公営企業法第2条第1項、第2項）、法適用事業と呼ばれています。法適用事業では、公営企業会計方式で会計処理が行われています。

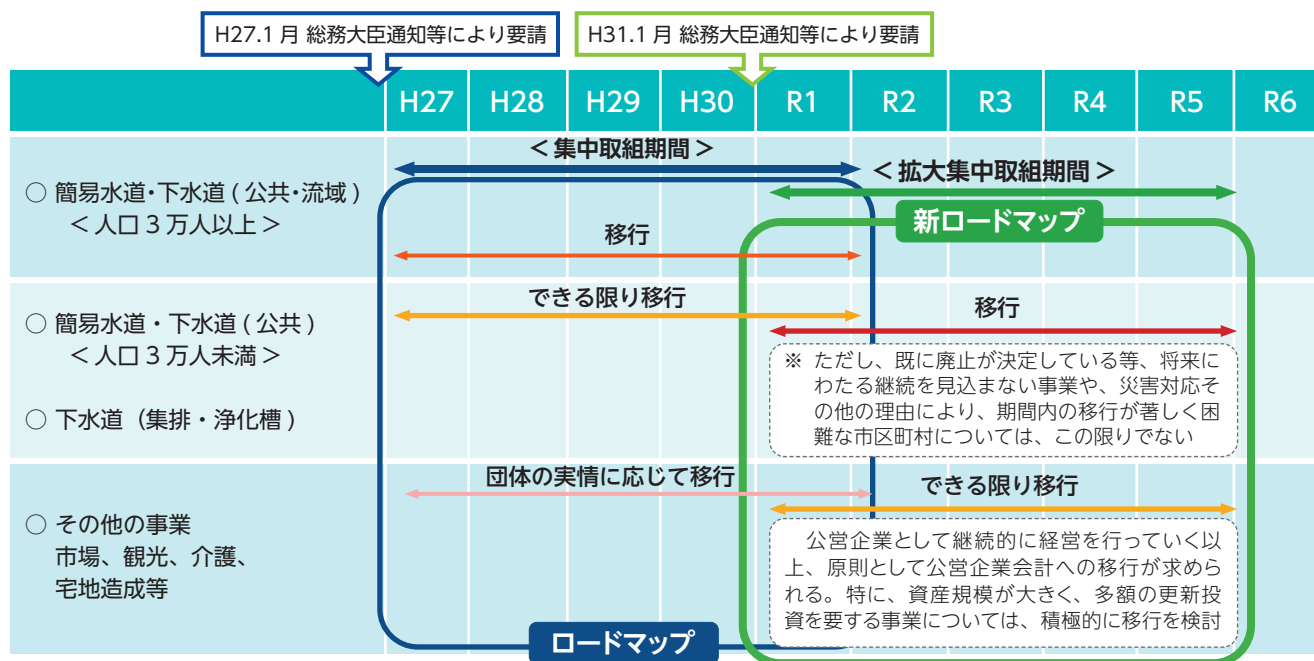
地方公営企業は、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく必要がありますが、急速な人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、経営環境は厳しさを増しており、経営健全化に向けた取組が求められています。この点において、公営企業会計は発生主義に基づく複式簿記であることから、損益取引と資本取引が区別され、経営成績や財政状態を正確に評価・判断することができます。また、決算等を分析することにより、中長期の見通しを的確に行うことや他の公営企業との比較も可能になることから、適切な経営方針を決定することができます。

このため、地方公営企業法で定められた事業以外にも公営企業会計の適用拡大が求められており、各公営企業は移行に向けた取組を進めているところです。

公営企業会計の適用に向けたロードマップについて

○ 公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（平成31年1月25日付自治財政局長通知）:

- ・「人口3万人未満の市区町村については、重点事業（下水道事業及び簡易水道事業）について、（略）遅くとも拡大集中取組期間内（令和5年度まで）に移行することが必要であること」
- ・「重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要であること」





インボイス制度について教えてください。

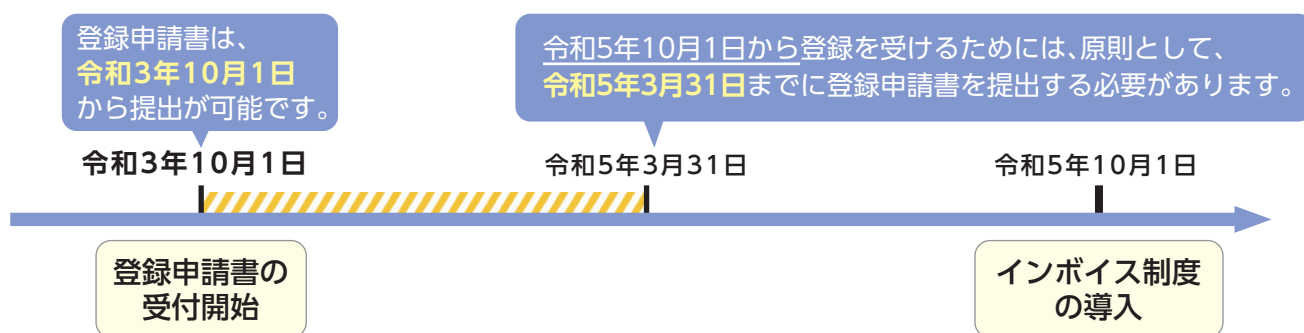


「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」は、消費税が複数税率となったことをきっかけに開始される、仕入税額控除の方式で、令和5年10月1日から導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。登録事業者になろうとする事業者は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます（図1参照）。

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます（図2参照）。インボイスは、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、売手は交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

【図1】インボイス制度導入までのスケジュール



【図2】現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

< 区分記載請求書（現行） > ～令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

< インボイス > 令和5年10月～

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△ (T 1234...)
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

市町村調査研究事業

令和3年度に山梨県市町村振興協会の助成金を活用して、市町村職員が主体的に行った計2団体の調査研究事業を紹介いたします。

｜ 制度の紹介 ｜

市町村職員が主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行います。

①助成対象

単独または複数の市町村職員で構成する調査研究グループ（市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ）

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業

※対象事業のテーマは問いませんが、今後の事業推進のステップアップにつながり、更には地域の将来ビジョンや住民サービスの向上につながる効果が得られるものとします。ただし、次の事業は対象外となります。

- ・シンクタンク等へ委託する調査研究事業
- ・イベント、シンポジウム、視察等のみの調査研究事業
- ・補助金、負担金が伴う調査研究事業

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、旅費交通費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

※次の経費は対象外となります。

- ・パソコン、カメラ等事務機器購入費
- ・広報費（パンフレット印刷費、新聞、雑誌等への掲載料等）

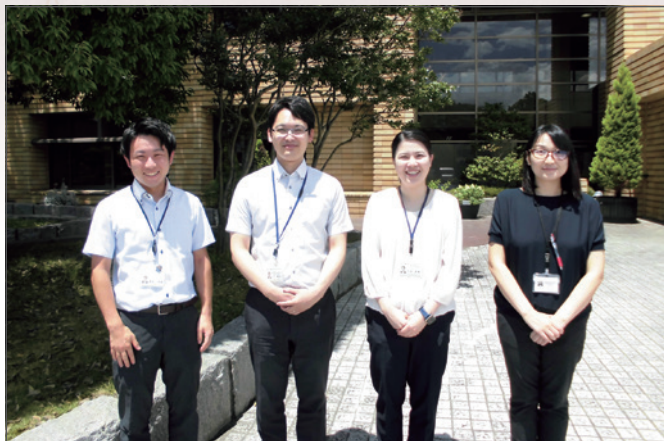
④助成額

助成対象経費の全額（30万円限度）

⑤助成期間

原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

公益財団法人 山梨県市町村振興協会



甲斐市

公共交通の在り方について

甲斐市政策研究所
経営戦略課 渡辺 拓

甲斐市はJR中央線の竜王駅と塩崎駅、中央道双葉スマートインターがあり、都心や長野方面、静岡方面など多方面からのアクセスに優れており、住環境に優れた生活快適都市です。市外からのアクセスには優れていますが、市内での移動手段を考えたときに、車を所有していなければ利便性は高くないのではないかと考えました。市内での交通手段のひとつに公共交通としての市民バスがあります。公共交通空白地帯の解消や高齢者などの交通弱者の移動手段として運行をしていますが、路線によっては「空気を運ぶバス」という状態になっています。この状態を解消する手段を市町村調査研究事業の補助金を活用し、甲斐市政策研究所で研究いたしました。

まずは、研究対象を甲斐市の人口減少や高齢化が進んでいる北部の山間地域を走行している路線としました。研究は、市民バスに実際に乗ってみることに始まり、市民バスを運転している方への利用状況等の聞き取りや、対象路線沿線の住民アンケート調査の実施により、現状の把握と課題の抽出を行いました。現状は、高低差が激しく市街地までの距離も遠いため、車を利用する人が多く、バスは限られた方の利用になっており、コスト面から考えて廃線も検討すべきような状況でした。

しかし、アンケート調査からはバスを必要とする

人は回答者の9割以上おり、廃線ではなく利用者数を増やすような施策を実施すべきだと考えました。施策案として、デマンドバスの導入・自家用有償旅客運送の導入・タクシー券配布事業の3案が研究員から挙げられました。それぞれの事業をすでに実施している県内外の自治体を視察し、導入背景や経過、事業効果などのヒアリングを行いました。視察先の自治体の地形や区域内の人口分布を確認し、それぞれの事業のターゲットがこういった属性であるのかを分析し、甲斐市で同様の事業を実施した場合のメリット・デメリットをまとめました。

結果として住民アンケート調査からデマンドバスの導入を望む声が多いことや、地域や地形に応じた運行対応が可能になることから、調査研究を行った3案の中からデマンドバスの導入を市に提案いたしました。

今回の研究では、デマンドバスを導入した際に見込まれる効果や他の施策に対する優位性を示すことは出来ましたが、地域の実情に合った具体的な運行方法の提案までは研究期間が短く実施することができませんでした。今後は導入に関してのプロセスを整理し、最適な運行方法の選定、事業者との調整や交付金等の活用を調査し、より具体的な検討を進めていく必要があると考えています。

中央市

中央市SDGs研究事業

「SDGs ってな～に?」の答えみつけ隊
政策秘書課 木谷 昌経



みなさん、「SDGs って何?」と聞かれたら、どう答えますか。質問者が大人であれば、「Sustainable Development Goals」のそれぞれの英単語の頭文字と複数形のsを並べたものや「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと」などと答えるのが一般的でしょうか。大人はそれで分かった気になってくれるのでよいのですが、小学校低学年位の子どもに聞かれたら、どう答えますか。まさか、大人と同じ内容を答えたりしませんよね。好奇心・探求心の旺盛な子どもは、それじゃ納得してくれません。

SDGsは17のゴールと169のターゲットで構成されており、全てを言葉で説明しようとするとしても長くて難しくなり、子どもには伝わりづらいです。でも、この世界の未来を担う子どもたちにこそ、SDGsに興味を持ち自分事として意識してもらう必要があるんです。

中央市では令和3年、若手職員有志がSDGsを調査研究するグループを自主的に立ち上げ、職員向けのSDGs推進マニュアルの作成を今年度の目標とし、SDGsに対して私たち自治体職員は何ができるのか、未来のために何をすべきかの研究を始めました。

グループ立ち上げ当初から、市内企業、大学（大学コンソーシアムやまなし）にも参画していただ

き、市町村調査研究事業の補助金を活用しつつ、アドバイザーを招いたワークショップ（SDGsカードゲーム）、産学官民でSDGsを語り合う「やまなしSDGsカフェ」の実施（年間12回）の他、SDGsを推進する県内外の他団体の視察や小学校のSDGs授業の見学など、積極的に市役所の外に出て情報を集めてきました。時にはトウモロコシ畑でヤングコーンを収穫したり、トマトハウスに撮影に行ったり、農業法人と田んぼで種まきをするなど、汗を流す場面も多くありました。端から見ると、「何がしたいの?」と思われるかもしれませんが、これらは全て、子どもたちに「SDGsとは何か」を言葉ではない別のアプローチで伝えるための準備です。

年齢、職業、居住地問わず、SDGsをきっかけに関わっていただいた多くの方から頂戴した意見やアンケートを基に、職員向けのSDGs推進マニュアルを完成させ、令和4年度以降、政策立案や担当業務の改善に活用していますが、私たち「SDGsってな～に?」の答えみつけ隊の活動は、まだまだ始まったばかり。令和3年秋に田んぼに蒔いた種も無事に花が咲き、SDGsに関する新たなプロジェクトがスタートしたところです。今後も、持続可能な社会を目指して、楽しみながら取り組んでいきます。

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。

今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



中北保健福祉事務所
主任
飯島 愛子
(甲府市)

令和3年4月より、甲府市からの交流派遣職員として山梨県中北保健所健康支援課にお世話になっております。異動当初は、通勤への不安、新しい環境やシステムの違いに戸惑うばかりでしたが、周囲の皆様の温かいご指導やご助言に支えられ、充実した日々を過ごしております。

健康支援課では生活習慣病対策、難病対策、母子保健対策等において、広域的、専門的な保健サービスを提供しております。私は主に地域保健の推進、母子保健対策、保健師の現任教育、地区担当保健師として難病患者等の個別支援等を担当しております。また、担当課は異なりますが、結核・感染症対策の一部も担当し、保健所業務を幅広く学ぶ機会をいただきましたことに大変感謝しております。

昨年は、豚熱の発生や新型コロナウイルスの感染拡大により、業務縮小計画の発動や感染症対策への応援といった保健所ならではの健康危機管理への対応について貴重な経験を得ることができました。特に、新型コロナウイルス感染症の業務では、職種や担当部署を越えた協働が求められ、今後の予測が難しい中でも先を見据えた対応が求められることを実感いたしました。

多くの経験に恵まれ、毎日充実した日々を過ごしております。ここで得られた経験や出会えた多くの方々と繋がりは、私の財産になることと思っております。

最後になりますが、日々ご指導してくださる職場の皆様、このような貴重な機会を与えてくださった甲府市役所の皆様には心より感謝申し上げます。まだまだ至らぬ点がありますが、引き続き頑張っていきますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。



富士・東部保健福祉事務所
技師
丸山 伊織
(甲府市)

令和4年4月より、甲府市から交流派遣職員として富士・東部保健福祉事務所衛生課でお世話になっております。

私は現在、食品・生活事業・動物愛護等の衛生関係の業務に携わっております。去年の甲府市の職場とほぼ共通の業務内容ではありますが、職場が変わると相談の内容の趣も変わり、日々戸惑いを感じています。しかし、周囲の皆様のご指導やサポートのおかげで、今日まで精一杯取り組むことができています。

現職場は観光地として活発であるため、旅館関係や飲食関係のイベント等の相談を日々多く受けています。食品関係相談の内容も、一つ一つ規模が大きい時もあり、確認するにも時間がかかったりすることがあります。加えて、相談に来る人たちも熱意が強く、その熱意に気圧されることもあります。しかし、そんな人たちから相談を受け、希望に添えられる形で問題が解決したとき、相談を受けた人たちから感謝を伝えられることがあり、達成感を感じることもありました。

今回の研修で得た知識や経験を、甲府市に戻った時に発揮できるように、今後も、公衆衛生の向上に貢献しつつ、地域の活性化に繋がるよう、業務に取り組んでいきたいと思います。

最後に、研修生としてこのような貴重な機会を与えてくださった甲府市役所の皆様、そして、日頃から温かくご指導いただいています富士・東部保健福祉事務所の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きご指導ご鞭撻いただきますようお願いいたします。



峡東建設事務所
主任
古屋 勇人
(山梨市)

令和3年4月より山梨市からの交流派遣職員として峡東建設事務所道路課にお世話になっております。配属当初は、慣れない環境や業務に緊張の毎日でしたが、周囲の皆様の温かいご指導やご助言のおかげで少しずつ仕事にも慣れ、日々業務に取り組んでおります。

私は南部道路担当として、主に山梨市、笛吹市の道路改良、防災、橋梁のメンテナンス事業に関わらせていただいております。

市ではなかなか経験できない大規模な橋梁の耐震工事、防災工事等、日々新しいことを学びとても充実した一日一日を過ごしております。

特に県に派遣され驚いたのが、工事の方法や、工事積算の際に分からないことがあっても、基準やマニュアルがシステムの中に入っている、また過去の工事もすべて電子化され確認することが出来る点でした。仕事をする上で、業務を効率的に進めることが出来るのでとても感動しました。

県の立場で業務を行うことは、今までとは異なる視点で物事をみていく必要があり、とても貴重な経験だと思います。派遣期間中にできる限り多くのことを勉強させていただき、人との関わりを大切にして、山梨市に戻った際に市のために活かすことができるよう毎日を大切に過ごしていきたいと思っております。

最後になりますが、このような貴重な機会、経験をもうけさせてくださった山梨市役所の皆様、日々ご指導してくださる事務所の皆様に心より感謝申し上げます。残り半年間よろしくお願いいたします。

がんばっていま～す。 Fight!

Vol.52 September.2022



市町村課
主任

堀内 敬太
(富士吉田市)

令和4年4月より、富士吉田市から研修生として総務部市町村課にお世話になっております。

私は、地方債（災害復旧事業債・臨時財政対策債・水道事業債）・地方公営企業決算状況調査（上水道・簡易水道事業）・地方公共団体金融機構・各種調査等を担当しています。

早いもので半年を迎えようとしていますが、4月当初は、職場環境の変化や「起債」・「決算統計」・「地方財政措置」と聞き慣れない言葉が飛び交う中で「1年間業務を行うことができるのか？」と不安と緊張の毎日でした。しかし、県職員の方々の手厚いサポートにより、何とかここまで業務をこなすことができています。

県の業務では、調査一つとっても、地方交付税の算定に影響する等、市町村が円滑な行政サービスを行うために重要な役割を果たしていることを実感しました。県の業務を行う中で市町村の役割を再認識することができたと感じています。また、今年度は、県選挙管理委員会事務局や新型コロナウイルス感染症対策本部業務と貴重な業務を経験することもできました。更に、日々の業務だけにとらわれず、県職員の方々や他市町村からの研修生との繋がりは、今後の公務員人生においても貴重な財産です。

残りの研修生生活においても一つでも多くのことを吸収し、富士吉田市に貢献することができるよう全力を注いでいく所存であります。

最後になりますが、日頃からご指導いただいております市町村課の職員の皆様にお礼申し上げますとともに、このような貴重な機会を与えてくださった富士吉田市の職員の皆様には心から感謝申し上げます。



中北建設事務所
峡北支所
主任

利根川 大輔
(北杜市)

令和4年4月より、北杜市から研修生として中北建設事務所峡北支所河川砂防課にお世話になり、早5ヶ月が経過しようとしております。

4月当初は、職場環境の変化や事務手順等の違いに戸惑うばかりでしたが、事務所の皆様の親切なご指導とサポートにより、今では緊張感をもちながらも充実した日々を送っております。

私は河川砂防管理課河川砂防担当として、北杜市、韮崎市の治水事業及び砂防事業を行っております。主に一級河川の改良工事及び砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、各種委託業務等の業務を担当しております。中でも、北杜市内での河川改良工事、砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事等は市の職員として接してきた地域を担当するということもあり、とてもやりがいを感じながら業務をさせていただいております。

今まで経験したことのない業務ですが、日々新しい知識と出会えること、なかなか経験のできない規模の大きな事業に携わることはとても貴重であり、その経験の全てが私の成長に繋がると感じております。

また、出向中には技術的なスキルアップだけではなく、県職員の方々と積極的に関わり、人との縁を大切にしていきたいと考えております。北杜市へ戻ったあとも、その繋がりを活かせるよう、今後の業務に励んでいきたいと思っております。

最後になりますが、このような貴重な機会を与えてくださった北杜市役所の皆様、私を快く受け入れていただいた事務所の方々に心から感謝申し上げますとともに、今後もご指導のほどよろしくお願いいたします。



市町村課
主任

雨宮 麗太
(身延町)

令和4年4月より、身延町の研修生として市町村課税政担当にお世話になっております。

配属当初は、新しい職場環境やシステムの違いなどに戸惑い、不安の毎日でしたが、市町村課の皆様の温かいご指導をいただくことで徐々に順応することができ、早4ヶ月が過ぎようとしております。

私は主に固定資産税の償却資産関係や概要調書、課税状況調査の取りまとめ等を担当しております。過去に1年間のみですが固定資産税の業務の経験があり、多少の知識をもって臨んでおりましたが、国からの照会に対する取りまとめや、市町村からの難解な問い合わせの対応などをこなす中で、これまでの自分の知識が本当に浅薄だったと痛感しております。

また、担当業務以外でも普通交付税の算定作業や、7月に行われた参議院選挙では、県選挙管理委員会書記として選挙公報の作成など、町職員では携わるることのない業務の日々で、非常に貴重な経験をさせていただいております。

今後も、特別交付税の算定作業や交付税検査など、市町村課でしか経験することができない業務が続きます。勉強の毎日となり、慌ただしい日々が続くと思いますが、これからの人生の糧となるよう努力していきたいと思っております。

最後になりますが、このような貴重な経験を積む機会を与えてくださいました身延町役場の皆様、また日頃から暖かくご指導くださいます市町村課の皆様、この場をお借りして深く感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。